

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,996人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,986人</u> イ 特別会計支弁に係る職員 <u>10人</u> (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,398人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,124人</u> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>274人</u> (3)～(7) 略 (8) 企業局の職員 <u>66人</u> (9) 略 (10) 県費負担教職員 <u>4,172人</u> 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>3,047人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,034人</u> イ 特別会計支弁に係る職員 <u>13人</u> (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,433人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,156人</u> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>277人</u> (3)～(7) 略 (8) 企業局の職員 <u>70人</u> (9) 略 (10) 県費負担教職員 <u>4,247人</u> 2 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。